

第 3 委員会報告資料

福岡空港の運営に係る民間委託について

平成 26 年 12 月
経済観光文化局

福岡空港の運営に係る民間委託について

1 これまでの経過

平成 25 年 6 月	「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」 （「民活空港運営法」）が成立（平成 25 年 7 月施行）
平成 25 年 7 月	国土交通大臣から福岡県知事に対し、福岡空港の民間委託について検討要請
平成 25 年 10 月	福岡空港運営検討協議会（以下、「検討協議会」という。）を福岡県、福岡市の共同で設置。以降、協議会を第 7 回まで開催
平成 26 年 10 月	検討協議会の報告書（参考資料 1）とりまとめ、県・市へ提出
平成 26 年 11 月	国土交通省へ知事・市長意見書（参考資料 2）を提出

2 福岡空港運営検討協議会の報告書(平成 26 年 10 月)の趣旨

(参考資料 1 23 頁)

- ・本協議会としては、福岡空港の民間委託は、地域の振興・発展に大きな効果があるものとする。ただし、様々な課題もあることから、「福岡空港における民間委託の課題と対応」で示した内容を条件にすべきとする。

3 知事・市長意見書の提出

平成 26 年 11 月 26 日、検討協議会報告書の趣旨を踏まえ、国土交通省へ知事・市長意見書を提出。

(1) 意見の趣旨

(参考資料 2 1 頁)

福岡空港の民間委託については、戦略的な路線誘致等による航空ネットワークの充実や空港運営の効率化によるコスト縮減、収益機会の増等による利用者サービスの向上などが期待され、地域の振興・発展に効果があるとする。

一方で、安全性の確保はもとより、福岡空港固有の課題である借地や環境対策、空港運営に地元の意見が反映される仕組みの整備など、各種課題への対応が必要である。

については、これらの課題への対応を条件(※)として、民間委託の検討を進められることに異存はない。今後、透明性をもって、手続きを円滑に進めていただきたい。

※2 頁(2) 参照

(2) 条件 (概要)

① 借地料

運営権者に支払わせるのではなく国が支払うこと。

② 環境対策

環境対策が後退、停滞するようなことがないよう、空港と空港周辺地域との共生を進めていくこと。そのため、環境対策については、国が責任を持って対応、実施すること。また、仮に環境対策を運営権者の事業とする場合には、国が設置管理者且つ空港運営の委託者としての責任を負うこと。

③ 福岡空港の整備事業

平行誘導路二重化や国内線旅客ターミナルビル再整備事業、滑走路増設事業などの事業に影響が生じないように、関係者間の協議を通じて、配慮すること。

④ 安全性の確保

運営の絶対条件且つ最優先事項であり、また、地域の重要な公共交通基盤であることを踏まえ、国において念には念を入れた対応（指導、監督）を行うこと。

⑤ 大規模災害時や有事における対応

空港は、災害時及び有事における活動拠点であることから、災害時等における運営権者の協力を義務付けること。

⑥ 安定した空港運営の確保

安定的な空港運営が困難となり、運営が中断したり、維持管理が不十分となるなどの事態が生じないように、運営権者の運営、財務、維持管理について、国が確実且つ適切に指導、監督すること。また、運営に支障が生じる場合には、国が適切に関与すること。

⑦ 官民の適切な役割、リスク分担の明確化

国と運営権者間の役割分担やリスク分担を明確にすること。

⑧ 地域の振興に係る協力と地域の意向を反映する仕組み

空港運営に県民等の意見が反映されるよう、地域の振興を民間委託の大前提として事業目的に位置付けるとともに、地域との協議の場である空港法協議会の設置及び協議を通して、地域の意見が反映される仕組みを整えること。

⑨ 必要な投資の確保、適切な空港利用料金の設定

運営権者が利益最優先の空港運営により、利用者の受益の増加範囲を超えた利用料金の値上げを行うことがないように、国として監視、指導すること。また、安

全管理に万全を期すための投資等が適切に行われるよう投資計画などについて、国として点検、監視し、指導すること。

⑩ 福岡県の空港の将来構想の実現に係る協力

運営権者は、地域が目指す路線誘致や路線の選択、福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社に対する、北九州空港への路線誘導等について、自治体と協議し、地域の方針に協力すること。

4 今後の手続の流れ（想定）

今後、福岡空港の設置管理者である国土交通省において、検討が開始される見込み。国の検討過程において、国、県と連携し、民間委託の各種課題の解決が図られるよう協力していく。

